

米沢市教育委員会 会議録

令和 7 年 8 月 7 日（木）

開会 午前 8 時 3 0 分

閉会 午前 1 0 時 2 0 分

1 出席委員等

教育長 佐藤 哲 委 員 神尾 正俊 委 員 我妻 仁
委 員 渡邊 美智子

2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
社会教育文化課主幹兼課長補佐	伊藤 昌明	スポーツ課長	高橋 稔
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美	教育総務課上席専門員	森谷 幸彦
森林農村整備課長	相田 雅浩	建築住宅課長	佐藤 慎一
建築住宅課営繕室長	相良 周作		

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和 7 年 7 月 8 日開催分

5 議事

議第 2 7 号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

議第 2 8 号 財産（米沢市立南成中学校用机・椅子一式）の取得について

議第 2 9 号 財産（米沢市立南成中学校用収納家具一式）の取得について

議第 3 0 号 令和 7 年度一般会計教育関係補正予算（第 1 号）について

議第 3 1 号 令和 6 年度米沢市教育委員会の事務の点検・評価について

議第 3 2 号 米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則及び米沢市立小学校、
中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

議第 3 3 号 令和 7 年度米沢市不登校児童生徒フリースクール等利用料支援事業費補

助金交付要綱の制定について

議第 3 4 号 令和 7 年度米沢市学校給食代替食補助金交付要綱の一部改正について

議第 3 5 号 令和 7 年度米沢市市立外小・中学校等学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について

議第 3 6 号 令和 8 年度使用小中学校教科用図書の採択について

6 報告事項

(1) 公益財団法人米沢上杉文化振興財団の令和 6 年度経営状況及び令和 7 年度事業計画の報告について

(2) 米沢市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について

(3) その他

7 その他

教育長 はじめに、本日の会議は、伊藤委員から欠席届が出されているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に定めのある会議の定足数を満たしているので、予定どおり日程に従い教育委員会を開会する。

次に、会議については、同法の規定により原則公開となっているが、本日の会議の案件は、議第 3 2 号から議第 3 6 号までの 5 件を除き、市議会の議決を経るべきもの、また、市議会への報告を予定しているものであることから、非公開としたいと思うが、ご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は一部非公開とする。次に会議録の承認であるが、7 月 8 日開催の会議録について、ご承認いただけるか。

———会議録の承認———

教育長 本日の会議録の署名委員として神尾委員を指名する。議決案件に入る。議第 2 7 号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、説明をお願いする。

適正規模・適正配置推進主幹 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第 2 7 号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第 2 8 号財産（米沢市立南成中学校用机・椅子一式）の取得について、説明をお願いする。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第 2 8 号財産（米沢市立南成中学校用机・椅子

一式)の取得について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第29号財産(米沢市立南成中学校用収納家具一式)の取得について、説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 取得する各種備品について、メーカー等の指定は行ったか。また、例えば、タブレットに対応するため、机のサイズを大きくしたりするなど。これまでと異なった仕様の考え方や特徴があれば教えてほしい。

学校教育課長 新校舎になるにあたって、これまでとは居室の大きさも違うことから、その大きさにあわせた家具、什器等になるよう仕様について検討してきた。また、入札にあたっては、数量も多いことから、種別ごといくつかに分けて行った。なお、備品仕様の考え方については、専門の事業者に業務を委託し、どのような形で発注すべきか相談できる体制を整えて進めてきた。

我妻委員 これまでの仕様と異なるような特徴はあるか。

学校教育課長 机の大きさについては、これまでよりも大きくなるということはない。メーカーについては、指定することではなく、同等品ということで発注している。

神尾委員 基本的に、南成中学校の備品はすべて新しいものを使用するのか。現在の二中から運び込んで使うものはないと理解してよいか。

学校教育課長 家具、什器等については、居室の大きさがこれまでとは違うので、新しいものを設置することとしている。ただし、教材備品等については、二中及び三中から使えるものは持ち込んで、引き続き使用したいと考えている。

教育長 他にはいかがか。なければ議第29号財産(米沢市立南成中学校用収納家具一式)の取得について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第30号令和7年度一般会計教育関係補正予算(第1号)について、説明をお願いします。

教育管理部長 ———資料により説明———

教育総務課長 ———付属資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 三点ほど質問したい。一つは、工事請負契約約款に「賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたとき」との条文がある。不相当と認めるにあたっては、明確な基準があると思うが、それはどのようなものか。また、最近発注した工事等で、このスライド条項を適用したものがあれば教えてほしい。二つ目は、物価上昇率の算定にあたって、仙台地区の建設物価を採用したとのことであるが、これまでも通例としてこれを使ってきたのか、

それとも特例的なものなのか教えていただきたい。三点目は、校舎解体に係るアスベストの除去についてであるが、資料記載のある関係法の改正に伴って、これまでと異なり、どのような対応が必要になったのか、その内容を教えてほしい。

建築住宅課長 工事の詳細に関わる一点目と三点目について、お答えさせていただく。まず、一点目のこれまでのスライド条項の適用についてであるが、ナセＢＡ建設の際にインフレスライドを適用した実績がある。また、四中建設にあたっても、ナセＢＡと同時期に工事を施工しているので同様の対応を行った。スライド条項には、全体スライドのほか、インフレスライド、単品スライドの三種類があるが、今回については、全体スライドでの対応となる。次に、三点目のご質問であるが、関係法規の改正は、毎年のように行われており、令和３年度には事前調査方法の法定化、令和５年度には有資格者による事前調査、分析の必須化、令和７年度には作業員の安全確保の厳格化などが定められた。

教育総務課長 ご質問の二点目についてであるが、今回は、仙台地区の建設物価を採用したが、通常は、工事の内容にもよるが、本市近辺のものを使用していると思われる。今回、仙台地区の建設物価を採用したのは、対象業務の上昇率について、参考事例が多く明示されており、最適であったことがその理由である。

我妻委員 今回は仙台の建設物価を採用したとのことだが、従来はどうであったか。

教育総務課長 一番近い山形や新潟などの数値で算定する場合もあると聞いている。

我妻委員 仙台は米沢周辺より物価上昇率は高いと思われるので、どうして仙台であったのか疑問を持ったところである。今回、仙台を選んだ合理的な理由は何か。

教育総務課長 物価上昇率を加味する対象業務について、参考にできるものが仙台地区しかなかったのが主な理由である。

我妻委員 アスベスト除去に関する法改正の内容はわかったが、今回の事前調査の結果を受け、実際に施工する際の作業員の安全確保等について、従来よりもやらなければならないことが増えたので、コストが上がったと考えてよいか。

建築住宅課長 ただいま委員からお話のあったとおりであるが、令和６年度に行った事前調査により、居室天井の梁の塗装材にアスベストが含有されていることがわかった。これにより、外部に飛散しないための対策や作業員の保安確保を十分に行ってから施工する必要があることから、それらに要する経費がかかり増したものである。

渡邊委員 南成中学校の開校時、校舎周辺の一部が砂利敷の状態であるとの説明があったが、生徒の登校やスクールバスの出入りに不安がある。このことについて、何か対策を考えているのか伺いたい。

教育総務課長 開校当初に砂利敷となるのは、昇降口までの正面通路と西側進入路である。委員お述べのとおり、正面通路は生徒の通学、西側進入路は給食の搬入等で利

用するので、それらに支障がないよう、砂利に転圧をかけて安全を確保することとしている。

教育長 他にはいかがか。なければ議第30号令和7年度一般会計教育関係補正予算（第1号）について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第31号令和6年度米沢市教育委員会の事務の点検・評価について、説明をお願いします。

教育総務課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 報告書の記載の仕方について、二点ほど感想をお話したい。一点目は、様々な施策について、それぞれ主な事業実施内容が記載されているが、事業の実施主体が明記されていない。例えば、学校教育の分野であれば、教育委員会が実施したのか、若しくは、各学校が実施した事業なのかなど明記すべきと考える。これからも法に従い、事務の点検・評価は続けることになると思うので、今後、整理していただきたいと思う。二点目は、報告書のスタイルについてであるが、施策から施策の方向、そして事業内容・成果、課題、今後の施策推進という流れはよいと思うが、例えば、9ページの施策1－1には、主な事業の実施内容・成果の概要として、（1）から（7）まで記載されている。しかしながら、その次の項目である「施策の主な課題」になると、一本にまとまって記載されており、（1）から（7）までの事業について、個別にそれぞれの課題が記載されていない。また、次の「今後の施策の推進」も同様に包括され記載されている。できれば実施事業として挙げた7項目について、それぞれ課題と今後の対応を記載したほうが読みやすいし、チェックしやすいと感じたところである。今後、新たな教育振興基本計画も策定されるので、次回以降、見直していただきたいと思う。また、この点検・評価は、教育振興基本計画の基本目標に沿ったものとなっているが、実際には、ここに記載されていない防災教育や熱中症対策などにも取り組んでいると思う。教育振興基本計画の施策に当てはまらない事業や、予算が計上されていない事業などを含め、教育委員会で日々取り組んでいる事業の成果や課題なども報告書に盛り込んでいただければと思う。

教育長 貴重なご意見をいただいたので、次回以降、どうすればわかりやすい表現になるのか。また、日常業務の点検・評価などの掲載についても検討してほしい。ほかにご質問等いかがか。

神尾委員 10ページの（4）「教員のICT活用力・指導力の向上」については、先生方もそれぞれ勉強を重ねられているのではないかと思います。公開研究発表会などを拝見させていただいても、ICT機器の利用について、多くの先生方が努力されていると思ったところであるが、この項目の後段に記載のあるICT支援

員は県費で任用しているのか、それとも、市費で任用しているのか。また、今後、その増員は可能か。加えて校務支援、授業支援とはどのような業務か具体的に教えていただきたい。

学校教育課長 ICT支援員については、市費で対応しているものである。具体的には、市内の事業者委託し、学校において支援業務に当たっていただいている。校務支援の業務は、学校のホームページの更新や児童生徒が使用するソフトウェアの設定などであり、授業支援では、事業者が授業に入り、児童生徒のタブレット操作や先生の機器操作の補助などを行っていただいている。各校の配置時間は長ければ長いほど良いと思うが、主に小学校からの派遣要請が多く、中学校においては、生徒が自分たちでできるようになってきている。なお、ICT支援員の増員は難しい状況であると考えている。

神尾委員 報告書23ページの施策「学びを活かせる機会の拡充」の主な事業の実施内容に、(1)「地域づくりを推進する事業」として九つの研修会、講座が記載されている。いずれも素晴らしい内容であるが、この講座の企画立案、そして運営は社会教育文化課が担当しているのか。また、社会教育、生涯学習の最前線は、コミュニティセンターだと考えているが、コミュニティセンターに関する社会教育文化課とコミュニティ推進課との業務のすみ分けは、どのようになっているか。学びに関することは社会教育文化課、施設の管理運営に関することはコミュニティ推進課が担当していると考えているがいかかがか。

社会教育文化課長 社会教育文化課においては、主に中央公民館の事業や鷹山大学が主催する各種講座の企画運営を所管している。各コミュニティセンターで実施している事業についても、社会教育文化課と共催という形で連携を図りながら行っている。業務のすみ分けとしては、中央公民館事業や鷹山大学の講座など、市全体の生涯学習事業については社会教育文化課が担い、市内各地区の生涯学習事業については、コミュニティセンターが担当することとしている。

神尾委員 23ページに記載のある九つの事業は、コミュニティセンターが実施したものか。

社会教育文化課長 これらの事業は、社会教育文化課が実施したものである。

渡邊委員 10ページ記載の(4)「教員のICT活用力・指導力の向上」のところで、ICT支援員を配置して、授業の充実、また、学校ホームページの更新やソフトウェア設定など、校務支援、授業支援を行ってきたことは理解したが、教員の指導力向上だけではなく、校務の効率化も進められてきているのではないかなと思う。このことは教員の働き方改革にもつながっていることだと思うので、「ICTを活用して、校務の効率化に努めることができた。」ということも加えてはどうかと思った。また、この事務の点検・評価については、どの項目も評価指標としてKPIが設定されており、どの程度達成できているか可視化で

きるようになっているが、達成度を数値化できるものとできないものがある。昨年度、外部評価委員からもICT教育や外国語教育について、KPIを設定してはどうかとの指摘があったと思うが、今後は、数値化できるものや可視化できるものだけを評価するのではなく、それ以外の事業成果についても記載できればよいと思った。もう一つ気になったのは、11ページの施策の主な課題の中に、不登校対策として「個別の対応をチームで行う」との記載があったが、この「個別対応チーム」とは、学校教職員で構成しているものなのか。どのようなチーム編成なのか教えてほしい。

学校教育課長 個別のチームというのは、委員お述べのとおり学校内での支援体制となる。学校全体で不登校児童生徒のことを考えつつも、実際は個別のチームで対応に当たっている。

教育長 担任教諭だけでなく関係者が集まり、個別のケースについて、どのように対応していくか相談し、手分けしながら個別対応しているということかと思う。

渡邊委員 欠席の多い児童生徒に対してという表記があったため、学校の授業のほかに先生方が対応しているのかどうか気になった。

学校教育課長 学校からは教育委員会に対し、毎月、不登校傾向の児童生徒の報告がなされている。学校においては、校長、教頭や養護教諭を中心としながら、欠席の多い子どもについて情報を共有し、丁寧に対応するよう心掛けている。

渡邊委員 14ページ(3)の「地域に根差した食育の推進」について、最近の気象状況や生産者の減少から、地域の食べ物の安定確保ということについて、今年度以降、何か対策を考えているか伺いたい。

学校教育課長 地域食材ということで、特に小学校については、学校と地元農家とのつながりを大事にしながら食材を納入いただいております、ありがたいと思っています。小学校については、自校給食を続けていくので、そのような形で引き続きご協力いただけるよう各学校において、地元農家とのつながりをつくっていただければと思っています。中学校については、センター方式での給食提供となるので、食材の安定供給のための仕組みづくりを行っている。米沢産や置賜産、県内産食材の納入状況を把握、集計をしながら、子ども達にはできるだけ地元の食材を食べていただけるよう考えている。なお、米については、米沢産の米を指定しながら、納入していただける仕組みづくりを検討している。

教育長 先ほど、事務の点検・評価について、「成果、課題がわかりやすいような表記方法を」とのご意見があったので、今後に向けて、検討をお願いしたい。他にご質問等いかがか。

神尾委員 報告書14ページに記載のある端末を活用した悩み相談フォーム「ひとりじゃないよ」は、誰が相談に対応しているのか。また、その利用状況とセキュリティー等の問題について、概要を教えてほしい。

学校教育課長 「ひとりじゃないよ」については、学校教育課で子ども達からの質問、悩み事に対応している。先ず、閲覧できるパスワードを管理している指導主事が確認をする。このパスワードは指導主事のみが知っており、他の職員は見ることはできないようになっている。悩みの状況によって、学校で見守っていただきたい事案、または、直接、学校で対応いただきたい事案等様々なケースがあるので、個別の対応になるが、今のところ学校に対応をお願いしているケースが多い。

神尾委員 学校が直接、子ども達からの相談内容を見ることはできない仕組みになっているのか。相談等はすべて教育委員会に届くようになっているのか。

学校教育課長 そのような仕組みとなっている。

神尾委員 保護者からの相談はないか。

学校教育課長 これまで保護者からの相談を受けたことはない。

我妻委員 何件くらい相談等があったか。

学校教育課長 今年度に入ってから相談等は、10件以内である。

神尾委員 このような相談フォームがあることを子ども達は皆知っているのか。

学校教育課長 知っている。

教育長 他にはいかがか。なければ議第31号令和6年度米沢市教育委員会の事務の点検・評価について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第32号米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則及び米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、説明をお願いする。

適正規模・適正配置推進主幹 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第32号米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則及び米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第33号令和7年度米沢市不登校児童生徒フリースクール等利用料支援事業費補助金交付要綱の制定について、説明をお願いする。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

渡邊委員 フリースクールとして認められている施設は、山形県内にどれくらいあるのか。

学校教育課長 山形県内のフリースクールの数は把握していないが、本要綱第2条第2号に定める施設として、本市内で該当するのはwith優のみではないかと考えている。

我妻委員 県がこのような事業を今年度からスタートし、県費で市町村に補助金を支出することになったので、これを受けたい市町村は要綱を定めてほしいという趣旨に従ったものか。

学校教育課長 委員がお述べのように、県がこのような事業を始めたので、本市もその補助を受けるべく要綱を定めるものである。

我妻委員 米沢市内では、この要綱に定める対象施設として、w i t h 優一つのみということだが、予算的にはどの程度を想定しているのか。

学校教育課長 現在のところ、施設利用者の中に補助対象となる児童生徒はいないと考えている。しかしながら、今後、施設を利用したいが経済的な理由から利用が困難なケースが発生した場合においても、学習機会が損なわれることがないようにするため、県の補助制度を活用することができるよう、この度、要綱を定めるものである。

我妻委員 要綱の建て付けとして、補助対象となる施設かどうかを判断するため、まずは、フリースクールから教育長に対し、要綱に定めるフリースクールとして認定を受けるための申請をいただき、その申請に基づいて教育長が認定するという行為が必要ではないかと思う。現在、認定されている施設はないとのことであり、後に改正もできると思うので検討いただきたい。また、現在、対象となる施設はw i t h 優のみとのことであるが、月額の利用料は学年によって違うのかもしれないがどれくらいか。

学校教育課長 詳細は把握していないが、利用回数によって異なるものと認識している。伝え聞いた情報ではあるが、毎日通った場合のひと月の利用料は、おおよそ5万円と聞いている。

教育長 他にはいかがか。なければ議第33号令和7年度米沢市不登校児童生徒フリースクール等利用料支援事業費補助金交付要綱の制定について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第34号令和7年度米沢市学校給食代替食補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第34号令和7年度米沢市学校給食代替食補助金交付要綱の一部改正について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第35号令和7年度米沢市市立外小・中学校等学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第35号令和7年度米沢市市立外小・中学校等

学校給食費等補助金交付要綱の一部改正について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第 36 号令和 8 年度使用小中学校教科用図書の採択について、説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第 36 号令和 8 年度使用小中学校教科用図書の採択について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に報告事項に入る。(1) 公益財団法人米沢上杉文化振興財団の令和 6 年度経営状況及び令和 7 年度事業計画の報告について、説明をお願いします。

社会教育文化課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

渡邊委員 人件費の増加という説明があったが、事業収益が増加しているので、これに関連した人員の増加が、人件費の増加につながっていると理解してよいか。

社会教育文化課長 11 ページをご覧いただきたい。収益増加の主な理由については、事業収益のうち上杉博物館及び市立米沢図書館の指定管理料収益が伸びていることが挙げられる。これについては、本市からの指定管理委託料の増額ということであるが、一方で、経常費用の事業費にある給与等について、指定管理者の事業の運営管理に係る職員の人件費ということになるが、これは人員の増加というよりも、一人当たりの給与の金額が上がったということである。また、次のページにある賞与引当金繰入額であるが、本市で言うところの会計年度任用職員に当たる指定管理者職員分の賞与引当金が、令和 6 年度から新たに発生したということから純増となったものである。以上のように、事業数の増加に伴い人件費が増加したということではなく、人件費の増額分を収益から補填したものの、その補填分が増加分を賄いきれなかったということである。

教育長 他にはいかがか。なければ(2) 米沢市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について、説明をお願いします。

適正規模・適正配置推進主幹 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ(3) その他についていかがか。なければ 5 のその他についていかがか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。